

広島県広島港地方港湾審議会出島地区・海田地区コンテナターミナル港湾運営会社選定審査部会設置要綱

平成28年5月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島港出島地区・海田地区のコンテナターミナルにおける港湾運営会社の候補者の適格性を公平かつ適正に審査するため、広島県広島港地方港湾審議会（以下「審議会」という。）に出島地区・海田地区コンテナターミナル港湾運営会社選定審査部会（以下「部会」という。）を設置し、部会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 部会は、次の業務を行う。

- (1) 港湾運営会社の候補者の選定に関すること。
- (2) 審査方法の決定に関すること。
- (3) 審査項目の決定に関すること。
- (4) 申請者に対する聞取調査の実施に関すること。
- (5) その他港湾運営会社の候補者の選定に関し必要な事項を定めること。

(委員等)

第3条 部会の委員は、審議会委員及び審議会臨時委員の中から審議会会長（以下「会長」という。）が指名する4名とする。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、部会の会務を掌理する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。ただし、第1回目の部会は会長が招集する。

- 2 部会は、部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 予め審議会の決議により、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、土木建築局港湾振興課において処理する。

2 部会の場に出席した者は、審査等を通じて知りえた情報を外部に漏らしてはならない。ただし、広島県及び部会が公表した情報については、この限りではない。

(雑規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。